

別記様式第37号（第69条関係）

		※受理 年月日		※交付 年月日	記載例
		※受理 番号		※交付 番号	
無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項の規定により届出をします。					
広島県公安委員会 殿				令和〇〇年 〇月〇〇日	
※法人の場合 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 甲乙産業 代表取締役 広 島 次 郎				届出者の氏名又は名称及び住所 ※個人の場合 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 甲 乙 太 郎	
(ふりがな)		こうおつ たろう			
氏 名 又 は 名 称		甲 乙 太 郎 （法人の場合 株式会社甲乙産業）			
住 所		〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△マンション〇号室 (082)〇〇〇局〇〇〇〇番			
本 籍 ・ 国 籍		広島県〇〇市〇町〇丁目〇番(住民票どおり記載)			
生 年 月 日		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			
そ 法 人 に あ つ て は 、 代 表 者	(ふりがな)				
	氏 名				
	住 所	〒 () 法人の場合のみ代表者を記載する。 () 局 番			
	本 籍 ・ 国 籍				
	生 年 月 日	年 月 日生			
(ふりがな)		1	だいやるまるまる ダイヤル〇〇		
広 告 又 は 宣 伝 を す る		2			
場 合 に 使 用 す る 呼 称		3			
		4			
事 務 所 の 所 在 地		〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△△ビル2階 (〇〇〇)〇〇〇局〇〇〇〇番			
電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号		(〇〇〇)〇〇〇局〇〇〇〇番			

法人は空欄

その 2		
電 法 気 第 通 2 信 条 設 第 備 10 の 項 概 要 の	設 置 場 所 の 所 在 地	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル 管理会社 〇〇テレホン株式会社 (〇〇〇)〇〇〇局〇〇〇〇番
	機 器 の 構 成 及 び 処 理 能 力	〇〇製交換機（型式 〇－〇〇〇）2 台 回線総数 3 0 回線（1 台 1 5 回線）
営業を開始しようとする年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日（届出日の 1 0 日後以降）

- 備考
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
 - 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が 2 以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
 - 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
 - 5 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
 - 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

記載例

営業の方法 (無店舗型電話異性紹介営業)

氏 名 又 は 名 称 甲 乙 太 郎 （法人の場合 株式会社甲乙産業）

ダイヤル〇〇
 広告又は宣伝をする
 場合に使用する呼称

事 務 所 の 所 在 地 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号△△ビル2階

広告又は宣伝の形態	広告又は宣伝の方法	①する ②しない ① 広告物の表示（場所：県内全域原則できない。） ② 新聞・雑誌（広告の頻度：月に2回） ③ インターネット（URL：http://〇〇〇.jp/） ④ 割引券、ビラ等の頒布（場所：県内全域原則できない。） ⑤ その他（ ） ⑥ 広告又は宣伝はしない	
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法	ホームページ上に「18歳未満の者は利用禁止」と明示する。など	
法第31条の18第3項の規定により講ずる措置の内容	措置の具体的内容		18歳未満の者が利用できないよう、支払いはクレジットカードのみとする。など
	当該措置として他人が付与した場合、当該付与者	(ふりがな) 名称	-----
		住所	〒() () 局 番
		(ふりがな) 代表者の氏名	-----
		付与を行う方法及び場所	
役務提供の様態		客同士の間取り次ぎ客同士が会話。(伝言のやりとり。) コンピューターで自動取次ぎを行う。(従業員が取次ぎを行う。) 18歳以上の従業者を一方の会話の当事者とする。(従業員を当事者としない。) など	

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 3 「役務提供の様態」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（直接の会話の成立を企図するか伝言のやり取りとするかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐか否かの別等）を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。